

里庄町公会堂整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、地域連帯意識に基づく生活共同体としての住民自治組織（以下「分館」という。）が、近隣社会活動の場として地域集会所（以下「公会堂」という。）の新築、増築、改築、改修、修繕その他施設整備事業を行うときは、当該分館に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その取扱いに関してはこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築 新たに公会堂をつくり、又は既存の公会堂の全部を除去して新しくつくることをいう。
- (2) 増築 既存の公会堂の床面積を増加させることをいう。
- (3) 改築 既存の公会堂の一部を除去し、引き続いてこれと用途、規模及び構造の著しく異なるものをつくることをいう。
- (4) 改修 既存の公会堂の床面積に変動を生じないで、新しい設備を取り付けて機能の向上を図ることをいう。
- (5) 修繕 既存の公会堂の床面積に変動を生じないで、公会堂の維持管理上必要と認められる補修を行うことをいう。
- (6) 敷地内整備 公会堂敷地内の建物以外の整備を行うことをいう。
- (7) 冷暖房器具 公会堂の室の空気の温度を冷房し、又は暖房することにより、その室の使用目的に適する状態に保持するための器具をいう。
- (8) 放送設備 分館の全域に、拡声器により連絡等を伝達できる設備をいう。
- (9) 下水道排水整備 公共下水道に接続するための排水設備工事をいう。

(補助対象事業及び補助率等)

第3条 補助対象事業、補助率及び補助限度額は別表のとおりとする。ただし、当該事業が他の補助制度の対象となる場合は、原則として、補助金の交付を受けることができないものとする。

- 2 この告示により既に補助金の交付を受けた公会堂については、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して、新築事業については25年間、増築事業及び改築事業については15年間、改修事業、修繕事業及び敷地内整備事業については5年間、冷暖房器具設置事業については20年間は同一事業で補助金の交付を受けることができないものとする。ただし、改修事業、修繕事業

及び敷地内整備事業については、当該事業に係る補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年以内であっても、別表に定める補助限度額から既に補助金の交付を受けた額を差し引いた額を限度額として、通算2回まで補助金の交付を受けることができるものとする。

3 前項の規定は、災害その他の特別な事情により町長がやむを得ないと認める場合の事業については適用しないものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする分館の代表者（以下「分館代表者」という。）は、公会堂整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 公会堂整備事業計画書（様式第2号）
- (2) 設計図面及び工事費明細書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適正であると認めたときは、公会堂整備事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により分館代表者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第6条 分館代表者は、補助金交付決定を受けた事業の実施内容その他を変更しようとするときは、あらかじめ公会堂整備事業等変更承認申請書（様式第4号）を、当該事業を中止又は廃止しようとするときは、直ちに公会堂整備事業等中止（廃止）申請書（様式第5号）を町長に提出し、町長の承認を得るものとする。

(実績報告)

第7条 分館代表者は、事業が完了したときは、速やかに公会堂整備事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 公会堂整備事業収支精算書（様式第7号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る書類を審査し、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、公会堂整備事業費補助金確定通知書（様式第8号）により分館代表者に通知するものとする。

(その他)

第9条 この補助金の交付に関しては、前各条に定めるもののほか、里庄町補助金等交付規則（平成20年里庄町規則第6号）の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(里庄町分館放送施設整備事業補助金交付要綱の廃止)

2 里庄町分館放送施設整備事業補助金交付要綱（平成13年里庄町要綱第1号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までに、公会堂整備事業に係る補助金の交付を受けた事業は、この告示により補助金の交付を受けた事業とみなす。

附 則（平成31年3月5日告示第8号）

(施行期日)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	経費	補助限度額	補助率
公会堂新築事業	建設に直接要する経費（用地取得造成費を除く。）	5,000千円を限度とする。	2分の1以内
公会堂増築及び改築事業	建設及び改造に直接要する経費（用地取得造成費を除く。）	2,000千円を限度とする。	2分の1以内
公会堂改修及び修繕事業	改修及び修繕に直接要する経費（補助対象事業費200千円以上のもの。）	1,000千円を限度とする。	2分の1以内
公会堂敷地内整備事業	公会堂敷地内の建物以外の修繕及び撤去に要する経費（補助対象事業費200千円以上のもの。） ただし、次に掲げるものは補助対象外とする。 (1) 第三者からの損害による場合。 (2) 敷地内に所在する分館の所有物が第三者に損害を与えた場合。	500千円を限度とする。	2分の1以内
冷暖房器具設置事業	設置に直接要する経費（室外機、電気工事を含む。）	500千円を限度とする。	2分の1以内
分館放送設備整備事業	新設、改修及び修繕に直接要する経費（用地取得造成費を除く。）	1,000千円を限度とする。	2分の1以内
公会堂等下水道整備事業	公共下水道の接続に直接要する経費及びトイレ等の改修に要する経費（用地取得造成費を除く。）	1,000千円を限度とする。	2分の1以内

備考 補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。